

応用超電導コンソーシアム（AISupercoN）運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）に基づいて設置する、応用超電導コンソーシアム（AISupercoN）の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

制定 令和6年4月1日

改定 令和6年6月21日

改定 令和7年6月25日

改定 令和8年6月12日

最終改定 令和8年9月30日

応用超電導コンソーシアム（AISupercoN）事務局

第1章 総則

（設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）エネルギー・環境領域省エネルギー技術研究部門に、応用超電導コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第2条

本コンソーシアムは、高温超電導材料に関する新物質探索、線材製造技術、強磁場超電導マグネット、核融合・加速器技術、医療用MRI、分析用NMR、超電導発電機等のパワー応用技術、超高感度磁気センサーSQUIDデバイス、量子コンピュータ基盤技術等のエレクトロニクス応用技術、高圧ガス技術及び極低温冷凍冷却技術並びに関連技術に関する産学官連携を推進し、超電導技術による社会イノベーションを加速することを目的とする。

また、会員相互の情報共有及び技術交流を促進するとともに、人材育成を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 超電導技術に関する最新情報の収集及び会員間での共有
- 二 超電導技術及びその関連技術に関する講演会の開催等による情報提供・技術交流の実施

- 三 超電導技術に関するプロジェクト研究立案等に向けた技術交流会の開催
- 四 外部講師を招聘した超電導関連技術セミナー、研究会、講演会の開催
- 五 超電導人材の育成
- 六 将来の社会像から要求される超電導技術に関する調査検討
- 七 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業の推進

第2章 会員

(会員)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本コンソーシアムに参加して本事業の推進を図る者で、次条第1号に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

- 一 会員Iは、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した産業界の法人及び産総研とする。
- 二 会員Jは、前号に定める法人のうち、会費負担その他の特別の事情により会長が適当と認めた者とする。
- 三 会員Aは、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した大学又は公的研究機関の研究者個人及び第7条に定める会長が特に認める者とする。
- 四 会員は、別表1に記載する者で構成する。
- 五 別表1は、事務局より通知する。

(会員の入退会等)

第5条 本コンソーシアムの会員の入会、退会等は、次の各号のとおりとする。

- 一 入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 二 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出しなければならない。この場合、退会以前に納付した第14条第1項に定める会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 三 会員が会員の種類を変更しようとするときは、その理由を付した変更届を会長あてに提出し、承認を得なければならない。この場合、会員の種類の変更以前に納付した会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 四 会員は、会員名、住所、連絡代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 五 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員から事情の聴取を行い、運営委員会にて協議の上、会長がこれを除名することができる。
 - イ 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
 - ロ 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - ハ 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - ニ 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。

ホ 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員Iは、総会に参加でき、議決権を有する。なお、議決権は、1法人につき1とする。
 - 二 会員Jは、総会に参加でき、議決権を有する。なお、議決権は、1法人につき3分の1とする。
 - 三 会員Aは、総会に参加できるが、議決権を持たない。
 - 四 本事業のうち各会員が参加できるものは、会員の種類に基づき運営委員会が決定する。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、第14条第2項に規定する会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、本会則、その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

第3章 役員及び事務局

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、役員として、会長、副会長、監事を置く。

- 2 会長は、産総研に所属する職員のうち産総研省エネルギー技術研究部門長が指名した者とし、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長は、産総研に所属する職員のうち産総研省エネルギー技術研究部門長が指名した者とし、会長に事故あるときは、会長に代わり職務を代行する。
- 4 監事は、会長が会員から選出し、総会が承認した者とし、本コンソーシアムの会計監査を行う。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第8条 会長は、本コンソーシアムの運営全般にわたり、学問的あるいは行政的立場から助言を与える顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を協議し、決定する。
- 3 運営委員会は、会長、副会長、監事及び会員Iの中から総会において選出された若干名の委員で構成する。

- 4 運営委員会は、会長、監事又は会員 I のいずれかの要求で開催され、運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 5 運営委員会は、必要と認めるときは総会に議案を提出することができる。
- 6 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。
- 7 会長は、必要な場合、会員 J 及び会員 A を運営委員会に招へいし、意見を求めることができる。

(事務局)

第 10 条 産総研量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、産総研職員等が務める。
- 3 事務局に、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、事務局員の内、会長が指名する者とする。
- 5 事務局長は、事務局の業務を総括管理する。
- 6 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
 - 三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 四 本コンソーシアムの出納管理業務
 - 五 本事業の実施に係る業務
 - 六 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
 - 七 分科会及びワーキンググループの設置及び運営に関する補助業務
 - 八 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

第 4 章 総会、分科会及びワーキンググループ

(総会)

第 11 条 会長は、原則として毎年度 1 回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を議決する。
 - 一 事業計画及び第 15 条に規定する運営費に係る収支予算の承認
 - 二 事業報告及び第 15 条に規定する運営費に係る収支決算の承認
 - 三 監事の承認
 - 四 本コンソーシアムの設置期間の延長
 - 五 その他、運営に関する重要事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は議決権を有する出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面提出をもつ

て、議決権を行使することができる。

6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

7 総会の事務は、事務局が行う。

第12条（分科会）

1 本コンソーシアムの事業を円滑に推進するため、量子エレクトロニクス応用技術分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 量子コンピュータ基盤技術
- 二 超高感度磁気センサーSQUID デバイス
- 三 その他量子エレクトロニクス応用技術
- 四 前各号に関連する冷却技術

3 分科会長は会長が指名する。

4 分科会長は分科会の運営を統括する。

5 会員は分科会に参加することができる。

第13条（ワーキンググループ）

本事業を推進するため、分科会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

2 WGの設置は分科会長の提案に基づき会長が決定する。

3 WGに参加する者は、所定の手続により登録しなければならない。

4 WGの主査は分科会長が指名する。

5 WGの事務は事務局が支援する。

6 WGは運営に必要な事項を内規として定めることができる。

7 本会則に定めのない事項又はWGの活動に特有の事項については、当該WG内規の定めるところによる。

第5章 会計

（会計年度）

第14条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

（運営費等）

第15条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てる。

2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。

一 会員I 15万円（消費税を含む。）、但し産総研は無料とする。

二 会員 J 5 万円（消費税を含む）

三 会員 A 無料

3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、運営委員会で協議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

（予算及び決算）

第 16 条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況について、監事の会計監査を受ける。

3 事務局は、監事の会計監査を受けたのち、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

4 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

第 6 章 秘密情報及び知的財産権の取扱い

（情報の取扱い）

第 17 条 事務局、分科会又は WG において開示される情報は、開示者が指定する機密区分に従い取り扱う。

2 機密区分は次のとおりとする。

一 機密区分 1

コンソーシアム限りとし、会員間で共有できる。

二 機密区分 2

分科会限りとし、当該分科会参加者のみ共有できる。

ただし法人会員については当該法人内での共有を認める。

三 機密区分 3

WG 限りとし、当該 WG 参加登録者のみ共有できる。

3 WG 限りの情報は、原則として WG 参加登録者本人に限り共有できるものとする。

4 WG は参加者名簿を整備し、WG メンバー間で共有するものとする。

5 前項の名簿には氏名及び所属を記載する。

第 18 条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条により開示された情報に基づいて会員が発明等をしたときは、当該会員は、ただちに会長に通知するものとし、その取扱いを協議により決定する。

3 前条第 2 項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発

明等をした場合の取扱い、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

第7章 輸出管理

（輸出管理）

第19条 会員は本コンソーシアムにおいて提供又は開示（以下、あわせて本条において「提供等」という。）を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律228号。以下「外為法」という。）

第6条第1項第六号に定める非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿局第492号。以下「役務通達」という。）別紙1－3「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認の結果、役務通達の1（3）サ①、②又は③に該当すると会員が判断した者（外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。）への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

第8章 補則

（解散）

第20条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、運営が困難となった場合その他解散が妥当と認められる場合に、会長が総会の議決を得てこれを行うものとする。

（会則の改廃等）

第21条 本会則の改廃は、運営委員会の協議を経た後、総会の議決を経てこれを行うものとする。

（設置期間）

第22条 本コンソーシアムの設置期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が議決された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

（協議）

第23条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって、円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和6年6月21日 総会 一部修正）

本コンソーシアムの英文表記を変更、会員種別の名称を変更（第4条、第6条、第9条、第13条、第15条）、設置期間に関する第22条を変更。この会則は令和6年6月21日から施行する。

本コンソーシアム設置期間（第22条）を、令和9年3月31日とし、少なくとも3年間、事業を継続する。（1年ごとに更新）

附則（令和7年6月25日 総会 一部修正）

令和7年度産総研組織改編に対応。この会則は令和7年6月25日から施行する。

附則（令和8年6月12日 総会 一部修正）

会員の構成を記載、事務局の設置場所見直し、ワーキンググループの運営に関する記載見直し、会費の変更、輸出管理の記載見直しに対応。この会則は令和8年6月12日から施行する。

附則（令和8年9月30日 総会 一部改正）

量子エレクトロニクス応用技術分科会の設置、ワーキンググループの位置付けの見直し、秘密情報の機密区分の導入その他所要の改正を行う。この会則は令和8年9月30日から施行する。

附則（令和8年9月30日 総会議決）

本コンソーシアムは、令和8年9月30日開催の総会において事業継続を議決したため、会則第22条ただし書の規定に基づき、設置期間を1年間更新し、その終期を令和10年3月31日とする。